

水産業連携活動促進事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、宮城県（以下「県」という。）が行う「水産業連携活動促進事業」（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 本事業は、県内水産加工業者等が複数で構成する団体が行う情報交換、経営研究、商品開発等の取組に対して、指導・助言が可能な専門家を派遣すること等により、経営資源に限りがあり、個社単独では解決が難しい水産加工業者の経営課題の解決をサポートすることで、水産加工業者の経営の安定化及び復興の加速化を図ることを目的とする。

(定義)

第3 この要領において「水産加工業者等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する者で、かつ、日本標準産業分類に掲げる「水産食料品製造業」に属する事業者
- (2) 前号に掲げるもののほか、宮城県の水産業の振興を図る事業者として知事が適当と認めた者

(申請の要件)

第4 本事業による支援対象は、次の各号のすべてに該当する団体とする。

- (1) 県内に事業所を有する事業者が3者以上参加し、かつ、そのうち2者以上が県内に事業所を有する水産加工業者等であること
- (2) 本事業の支援を受ける目的及び成果目標を明確にしていること
- (3) 専門家派遣により、相当の効果が期待できること

(支援の申込)

第5 本事業による専門家の派遣を希望する団体は、別に定める期日以内に、専門家派遣申込書（様式第1号）を県に提出するものとする。

(支援の決定)

第6 県は、申込みがあった団体に対し、派遣要望に関するヒアリング等を行い、支援の可否を決定するものとし、支援を決定した場合には、専門家派遣支援決定通知（様式第2号）により通知するものとする。

(支援の内容)

第7 本事業の支援内容は、次の各号とする。

- (1) 専門家派遣支援
支援決定を受けた団体（以下「支援対象団体」という。）が行う情報交換、経営研究、商品開発等

の取組に対し、事業期間内において専門家派遣を行う。

(2) 企業連携活動促進支援

専門家の指導・助言に基づく活動経費の一部を補助する。

(専門家の派遣)

第8 県は、支援対象団体からの申込内容及びヒアリング内容を踏まえ、支援対象団体と協議の上、課題の解決のために指導・助言のできる者を専門家として選出し、派遣するものとする。また、課題に応じて複数の専門家を選出し、派遣することも可能とする。

(派遣する専門家の変更)

第9 県が、支援対象団体に対する専門家の指導・助言内容と課題解決に必要な指導・助言内容が合わないと判断したときは、県及び支援対象団体が協議の上、派遣する専門家を変更するものとする。

(指導・助言の分野)

第10 本事業において指導・助言する分野は、次に掲げる項目とする。

- (1) 経営分析・経営改善に関すること
- (2) 人材育成に関すること
- (3) 販売戦略・マーケティングに関すること
- (4) 商品開発に関すること
- (5) その他知事が特に必要と認めるもの

(派遣期間及び回数)

第11 本事業による専門家の派遣期間は、実施年度の2月末日までとし、派遣回数は、1団体につき最大5回までとする。

(活動報告書の提出)

第12 本事業による専門家及び支援対象団体は、指導1回毎に、活動報告書(様式第3号)を作成し、県に提出するものとする。

(専門家派遣に要する費用)

第13 本事業による専門家の派遣に要する費用は県の負担とする。

(支援対象団体の取組に要する費用)

第14 支援対象団体のうち、専門家の指導・助言に基づく取組に要する費用が発生する団体は、水産業連携活動促進事業費補助金の交付を申請することができるものとする。なお、交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)に定めるもののほか、水産業連携活動促進事業費補助金交付要綱に定めるところによる。

(専門家の守秘義務)

第15 専門家は、指導・助言を行う上で知り得た支援対象団体の企業秘密を他に漏らしてはならない。
また、その職を退いた後も同様とする。

(事業実績)

第16 支援対象団体は、本事業において実施した取組について、県から実績等について問い合わせがあった場合は応じるものとする。なお、特に優良と認める事例については、支援対象団体の同意を得た上で、その成果を公表することがある。

(その他)

第17 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月18日から施行する。